

マネー・ローンダリング対策：基礎編

第6回：経営難にある会社



資金難に直面している会社は金融犯罪の被害に遭ったり、犯罪者の標的にされる可能性があります。このような状況の複雑性が、気づかぬうちに会計士がマネー・ローンダリングの手助けをしてしまうリスクを高めます。資金難にある会社に業務提供する会計士はその脆弱性を認識し、リスクベース・アプローチによって効果的にリスクを抑える必要があります。

経営難にある会社が犯罪収益の原因になる理由

資金難に陥っている会社は、会社所有者や経営者が直面し得る経済的なプレッシャーにより、犯罪者らに利用されやすい状況にあります。犯罪者は経営者を説得して犯罪収益を会社への投資として受け入れさせる可能性があります。そして、犯罪者が後日会社から受け取る資金は、見かけ上合法的な収入となるのです。こうして会社を経由して資金を動かすことによって、犯罪収益の痕跡を隠蔽することができます。

犯罪者たちは特に、資金洗浄を行うための手段として、現金取引が主の会社を手に入れようとします。多額の現金を金融システムに紛れ込ませるチャンスが生まれるため、主に現金取引を行う会社の取得はしばしばマネー・ローンダラーのゴールとされます。違法薬物取引やその他の犯罪行為から得た収益を会社の取引収入かのように偽る行為は、正規の経済システムと統合させるための一つの手段です。

経営難にある会社は社内関係者による不正行為の被害に遭うこともあります。つまり、会社内部に犯罪収益が存在することがあります。職業会計士にはその状況と適切に向き合うための注意が必要です。

リスクベース・アプローチとは

職業会計士は次の点に注意が必要です。

- 会社が行う金銭の支払又は分配に関わる場合、支払先は誰か？
- 会社の所有者又は経営者は誰か？彼らは事業所得から支払を受けるか？
- 会社の取引活動がマネー・ローンダリングの高リスクとされる活動か？税金詐欺又はインボイスディスカウント詐欺のリスクはないか？
- 会社又はその実質的支配者の所在地、あるいは取引活動の場がマネー・ローンダリングの高リスク法域ではないか？
- 第三者が会社の買収を望んでいる場合、又は依頼者が買い手である場合、その買収に明確な商業的合理性はあるか？第三者とは誰か？
- 職業会計士が受嘱後に業務から撤退することはできるか？

そしていつものことながら、会計士は、合理的な手順に従ってリスク評価を文書化することが重要です。

ケーススタディ

社内不正行為

Omega Fuelling Stations Ltd (オメガ社) の経営者であるスミス氏は、数年にわたりいくつかのガソリンスタンドとそれらに隣接するコンビニエンスストアを経営しています。オメガ社の売上の大部分は現金取引です。このところ売上が減少傾向にあり、会社は倒産の危機に瀕しています。

スミス氏は、事業の立直しを専門とする会計士に依頼し、オメガ社の再建に関する助言を求めました。会計士はオメガ社の財務状態を検討し、会社の口座から5万ドルの現金が消えていることに気付きます。更に調査を進めた結果、従業員の一人がオンライン・ポーカーゲームで負った自身の借金を返済するために、その金を着服したことを認めました。

スミス氏は、盗まれた資金が戻ってくるとは思えないため、従業員を警察に突き出すことはしたくないと言いました。しかしながら会計士は、事務所と職業会計士団体に相談した上で、従業員による窃盗について疑わしい取引の届出を提出しました。

全額現金取引の申出

メトロポリスで人気の市街地は、普段は世界中から訪れる観光客で溢れています。通りには数十の小さな土産物店が立ち並び、雑貨やTシャツ、小さなアクセサリー類の売上が堅調です。職業会計士と付き合いの長い依頼者はその中の一つを営み、順調に事業を続けてきました。ところが2020年3月、新型コロナウイルス感染症が全てを変えてしまいます。客足は途絶え、依頼者の店も休止状態です。数か月が経過し、積み重なった損失を急ぎ回復させたいものの、メトロポリス市街地の全ての土産物店が同じ状況に直面しています。依頼者の財務状況が日増しに切迫し、廃業に近づく一方である様子を職業会計士は注視していました。

2020年の秋のある日、依頼者は同じく土産物店を営む友人と話していました。友人は店を人手に渡し、引退することにしたと言います。依頼者はそのあまりの素早さに驚きます。友人曰く、数日前に店を訪れた人物から信じられない金額、しかもすぐに全額現金で店を買取るとの申出があったとのこと。その申出は、逃すにはあまりにも条件が良く、友人は断れなかったと言います。案の定、その数日後、依頼者のところにも同じような現金取引を申し出る、会社の代表者を名乗る人物がやって来ました。デューデリジェンスは必要ないと言います。

職業会計士は店の売却について依頼者から相談を受けました。職業会計士は、その申出をしている会社が海外に所在し、実質的支配者の身元確認が難しいことを知ります。依頼者の相談には危険信号が感じられ、相手の会社に関する情報も不足していることから、職業会計士は、依頼者の店の売却に助言し関与することはできない旨を伝えました。また、職業会計士は資金情報機関に疑わしい取引の届出を提出しました。

重要な危険信号

- 会社の経営者や実質的支配者につき犯罪調査や民事回復手続が行われている。
- 不正行為があったことを示唆する従業員からの内部通報があった。
- 業績不振にある現金取引の会社を価値以上の金額で買う旨、第三者から申出があった。

撤退するタイミング

- 資金又は資産の払出しによって、事業体を通じて犯罪収益を動かす犯罪行為を手助けしたとみなされると確信した。
- 現在の経営者が加担した社内不正行為を発見した。
- 会社の買い手となる第三者の身元又は経歴に懸念がある。
- 場合によっては、法制度に基づき、倒産に関わる業務に関して職業会計士の撤退が認められないことがあります。この場合、後日マネー・ロンダリングの罪に問われられないために利用できる全ての法的保護を得るよう細心の注意が必要です。

疑わしい取引の届出 (SAR)

経営難にある会社の内部に犯罪収益が潜んでいる可能性が疑われる場合は、最寄りの資金情報機関に届け出ることを推奨します。このような届出は、一部の国では、職業会計士の法的義務とされています。

その他の資料



一般的ガイダンスについては、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) が作成した「[Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession](#)」を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



529 Fifth Avenue, New York 10017
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | company/ifac



www.icaew.com
@icaew | company/icaew

2021年3月に国際会計士連盟（IFAC）によって、英語で公表された「Anti-Money Laundering, The Basics : Installment 6 - Businesses in Difficulty」は、2023年10月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

「Anti-Money Laundering, The Basics : Installment 6 - Businesses in Difficulty」の英語文©2021年3月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「マネー・ローンダリング対策：基礎編 第6回：経営難にある会社」の日本語文©2023年10月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Anti-Money Laundering, The Basics : Installment 6 - Businesses in Difficulty

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用についてはIFAC の許可書が必要となる。
permissions@ifac.orgに連絡されたい。